

あかつき本社（8737）第1回新株予約権のお取扱いについて

むさし証券トレジャーネットでの、あかつき本社（8737）第1回新株予約権の権利行使につきましては下記のお取り扱いとなります。十分ご理解をお願いいたします。

記

銘柄名 : あかつき本社第1回新株予約権
権利内容 : 無償割当(1株につき予約権1個を付与)
新株予約権売却について : 上場しません。(市場で売買できません。)
権利行使期間 : 平成29年6月19日(月)～平成30年3月14日(水) (必着)
権利行使申込先 : むさし証券株式会社 インターネット事業部
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13
払込取扱場所 : 三菱UFJ信託銀行株式会社・本店営業部
電話 : 0120-232-711

【新株予約権権利行使に関するご注意】

- 権利行使を行う場合は、必用な資金を三菱UFJ信託銀行株式会社・本店営業部に入金してください。
- 権利行使の際はあかつき本社の定める行使請求書に、必要事項を記載・記名捺印したうえ、「権利行使を行った入金明細書のコピー」を同封して、むさし証券株式会社に提出してください。（3 ページ目の宛名シートをご利用下さい。）
- 権利行使後の普通株式（子株）を特定口座でお取扱いする場合は、親株の株数比率で受け入れ先証券会社を指定してください。（一度、一般口座での取り扱いになった場合、特定口座への移行はできません。）
- あかつき本社新株予約権は上場の予定がありません。市場での売却は出来ないのでご注意下さい。
- あかつき本社第1回新株予約権は1個から権利行使が可能ですが、2個未満の新株予約権を行使すると、1株未満の株式を取得することになり、支払い代金を放棄することになるのでご注意下さい。

【新株予約権の権利行使について】

項目	内容・具体例	備考
権利基準日	平成 29 年 5 月 22 日 (月)	5/17 大引け後に親株 (※1) 保有が条件
効力発生日	平成 29 年 6 月 19 日 (月)	
権利行使受付期間	平成 29 年 6 月 19 日 (月) ~ 平成 30 年 3 月 14 日 (水) (必着) (※2)	あかつき本社指定の行使請求書
権利行使価額	1 個につき 150.5 円	(必要額) = (150.5 円) × (個数)

※1（親株）…既に発行されている株式。旧株とも言う。

※2 受託銀行の権利行使締め切りは3月20日（火）ですが、むさし証券では3月14日（水）を締切といたします。

【特定口座の取扱いについて】

分類	取扱い	備考
権利行使後の子株(※3)	親株が特定口座の場合、子株は特定口座扱いとします。 親株が一般口座の場合、子株は一般口座扱いとします。	必要に応じて確定申告を行って下さい。

※3（子株）……………払込を行い新株予約権の権利行使を行った結果割り当てられる株式のこと

以上

むさし証券株式会社 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-333-13
電話：0120-972-408(平日：8：30～17：30) 電子メール：treasure-customer@treasurenet.jp
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号 (第一種金融商品取引業・第二種金融商品取引業)
加入協会：日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

あかつき本社（8737）第1回新株予約権行使の際のご注意

あかつき本社第1回新株予約権2個であかつき本社の新株1株の取得ができます。

- あかつき本社第1回新株予約権 2個 →あかつき本社の新株 1株
- あかつき本社第1回新株予約権 1個 →あかつき本社の新株 0.5株（1株未満株式は切り捨て）

あかつき本社第1回新株予約権は1個から権利行使が可能です。2個未満の新株予約権を行使すると、1株未満の株式を取得することになってしまい、事実上、支払い代金を放棄することになってしまいます。

1株未満の株式は切り捨ての取扱となるため、2個未満の権利行使を行った場合は、事実上、支払い代金の一部を放棄することに等しくなってしまいます。**事実上放棄となってしまう1株未満株式・支払い代金は、いかなる手段をもっても回復することが出来ません。**十分ご注意ください。

権利行使を行う場合は必ず“2個の倍数”になるようにご注意ください。奇数個・2個未満の権利行使を行い、支払い代金が事実上放棄となってしまうても、むさし証券は、一切、救済手段を講じませんので十分ご注意ください。

むさし証券株式会社 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-333-13
電話：0120-972-408（平日：8：30～17：30） 電子メール：treasure-customer@treasurenet.jp
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号（第一種金融商品取引業・第二種金融商品取引業）
加入協会：日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会



3 3 0 9 8 9 0

2 0 0

定型郵便物



差出有効期間
平成29年7月
31日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

(受取人)

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 OLS ビル

むさし証券株式会社

トレジャーネット カスタマーサービスセンター 行



【ご注意】

- ・当社はお客さまに封筒の印刷を委託いたします。
 - ・印刷する際はサイズ変更(拡大・縮小)をしないでください。また、白色の用紙を使用してください。
 - ・点線の切り取り線に併せて裁断してください。
 - ・定形の封筒をご使用ください。
 - ・封筒の裏面に必ず住所・氏名をご記入ください。
 - ・糊付する際に剥がれない様にしっかり貼ってご利用ください。
 - ・変更手続きに関する書類の送付の際に限定してご利用ください。
- また、第三者への譲渡等を禁止します。